

くまもと事業者再出発支援補助金に関する車両の復旧に係る取扱いについて

令和8年9月18日作成

1 補助対象とすることができる車両

被災前に所有していたこと及び事業のみに用いており、事業内容に適した車種であること。

(1)「被災前に所有していたこと」とは

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者(車検証の所有者)であることで判断します。

(2)「事業のみに用いていたこと」とは

事業用のみで資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められることで判断します。

【復旧前】

事業用のみで資産計上されており、かつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ① 車体に企業名、屋号等が明示されていること
- ② 運行記録、業務日報など事業の用に供していたことを証する書類
- ③ 自動車保管場所が事業所(個人事業主の住宅等は除く)となっていること
- ④ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
- ⑤ その他、事業のみに使用されていたことを証する書類

※ ②～⑤の書類により事業以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

【復旧後】

事業用のみで資産計上されていること及び車体に企業名・屋号等又は補助金名が印刷(※1)されておりかつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ① 自動車保管場所が事業所(※2)となっていること
- ② 運行記録、業務日報の記録が行われること
- ③ 当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

※1 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさ(概ね1文字縦・横5cm以上)で容易にはずれないような方法で標示すること。

※2 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。

2 被災車両の修繕及び入替での補助対象経費

(1) 修理不能の車両の入替について被災車両の処分に当たり収入があった場合

被災車両は原則修繕(修理)ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を入手し、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車への入替費用を補助対象とすることができます(※)。

なお、中古車市場に出回るもの(下取り)は、修理可能という判断になるので入替による復旧はできません。

※ 被災車両の引き取りの際に、車両の対価(スクラップ、部品取りでの買取)について支払いがあったとしても、補助対象経費からは差し引きません。

(2) 修理(修繕)可能な車両の入替について

修理(修繕)可能な車両についても、「修理(修繕)費用」と「下取り適用後の入替価格(同等品以下の新車又は中古車への入替費用)」を比較し、「下取り適用後の入替価格」が安価な場合は、「下取り適用後の入替」による復旧も補助対象とすることができます。(この場合の補助対象経費は下取り適用後の入替価格とします。)

(3) 入替車両の調達について

入替に当たっては、被災前の資産を復旧することから、被災前に新車で調達したものは新車でも中古車でもかまいません。

なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。

(4) 同等品の判断

入替車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質(乗用、貨物、特殊など)に応じて総合的に確認させていただきます。

なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象外となります。

注1) 被災車両が著しく古いため、現在同等品が販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクの車両への入替が可能です。(最低限ランクの車両でない場合は、購入費用そのものが補助対象外となります。)

注2) 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がるようなケースについては、「設備比較証明書」等により総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

(5)入替車両の装備品について

入替を行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必須なものについてのみ補助金の対象とします。入替調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは機能アップとなることから補助対象外になります。

注) 装備品について、補助金額の確定後に装備することは、当該車両の機能を低下させるものではない場合は、制限はありません。

(6)補助対象経費

車両入替の際の補助対象経費は、車両本体(補助対象となる装備品を含む)のみで、自動車取得税、重量税、登録費用など法定費用等は補助対象外となります。

また、同じ性能の範囲内で車両を増やすことは補助の対象外となります。(4tトラック1台→2tトラック2台など)

3 その他

(1)自動車修理工場などの、いわゆる「代車」について

いわゆる「代車」については、上記1、2に加えて、過去にいわゆる代車落ちしたものを販売していないことなど商品として売却していないことを確認させていただきます。

なお、交付決定後に売却した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をしていただくことになりますのでご注意ください。

(2)ローン・割賦販売により調達した車両について

くまもと事業者再出発支援補助金は、所有者が復旧することとしているため、車両の登録上の所有者が、補助金申請をする必要があります。

なお、交付申請前に残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者として復旧をすることとしてもかまいません。